

農地の肥培等管理基準

青梅市農業委員会

青梅市内における、生産緑地地区を含む農地の肥培等管理基準については、次のとおりとする。

1 保全管理基準

- (1) 現に農業の用に供されている農地であること。
- (2) 温室、ビニールハウスが農業以外の用途に使用されていないこと。
- (3) 農業用車両の駐車スペースは、作業に必要最小限の面積であること。
- (4) 農地内に看板等が立てられていないこと。ただし、当該農地の生産物を販売促進する目的のものおよび市が許可をした公共性のあるものを除く。

2 肥培管理基準

(1) 田の場合

- ア 年1回以上の耕耘があること。
- イ 稲または、転作の作物が作付けされていること。
- ウ 連作障害を防ぐためや地力回復のため、一時的に作付けがされていない場合でも草刈り等人の手が入っていること。
- エ ほ場間の通路や畦畔等についても適正に管理をされていること。

(2) 畑の場合

- ア 年1回以上の耕耘があること。
- イ 野菜類の作付けがされていること。
- ウ 連作障害を防ぐためや地力回復のため、一時的に作付けがされていない場合でも草刈り等人の手が入っていること。
- エ ほ場間の通路等についても適正に管理をされていること。

(3) 果樹・植木・茶畑等の場合

- ア 雑草が繁茂していないこと。
- イ 枝が剪定されていること。
- ウ 整然と管理され、草刈り等人の手が入っていること。
- エ 植木は現に育成中のものに限り、単に保管のみを目的としていないこと。

(4) 有機栽培や自然農法を実践するほ場の場合（こまめに栽培管理がされている。）

ア 野菜と草の見分けが容易である。

イ 病虫害の発生源となっていない。

ウ 近隣の畑の迷惑になっていない。（雑草の種を飛来させない等）

(5) この判断基準について定めのない事項については、その都度土地部会および全員協議会において協議し定める。

以 上